■申し込み 5月中または住民税の納税通知 書を受け取った日から15日以内に、下記窓口 または郵送で手続きしてください。

【所得上限限度額】

扶養親族等の数	所得上限限度額	収入の目安
0人	858 万円	約 1,071 万円
1人	896 万円	約 1,124 万円
2人	934 万円	約 1,162 万円
3人	972 万円	約 1,200 万円
4人	1,010 万円	約 1,238 万円
5人	1,048 万円	約 1,276 万円

※医療費控除や事業経費等がある人は収入が 目安以上でも対象となる場合があります

■問い合わせ こども政策課こども支援係**☎**38-2117

令和6年度 軽自動車税(種別割)の減免



障がいのある人へ軽自動車税(種別割)か自動 車税(種別割)のうち1台分を減免します。

- ■対象 4月1日時点で障害者手帳等の交付を 受けている人(以下「障がい者等」)かその人と 生計を一にする人が所有する軽自動車等のう ち、次のいずれかに当てはまるもの
 - ▶障がい者等本人が運転するもの
 - ▶障がい者等と生計を一にする人が障がい 者等のために運転するもの
- ▶障がい者等のみで構成されている世帯を 常時介護する人が障がい者等のために運 転するもの
- **■申し込み** 5月31日(金)までに、①申請 書②障害者手帳等③障がい者等のマイナン バーカード(個人番号カード)または通知 カードと本人確認書類④運転者の運転免許証 の4点を課税課管理係へ
- ■問い合わせ 課税課管理係☎38-2015 ※自動車税(種別割)の減免は西宮県税事務 所(☎0798-39-6113)へ

芦屋市大学等受験料 支援金制度の拡充



令和6年度から、大学・短期大学等を受験する人に 対して受験料を給付する対象を拡充しました。

- ■対象 次のすべてにあてはまる人
- ▶ 1 年以上継続して本市に住所を有している人
- ▶令和6年度以降に大学・短期大学等を受験 し、大学・短期大学等に入学される人※専門 学校・大学院は対象外▶国の高等教育の修学 支援新制度を申請し、第Ⅰ~Ⅲ区分で採用さ れている、もしくは採用候補となっている

- ▶令和5年度以前に芦屋市大学等受験料支援金 を受けていないこと
- ■給付金 (国の高等教育の修学支援新制度) 第 | 区分:上限10万円、第 || 区分:上限7万 円、第Ⅲ区分:上限3万5千円・申請試験数 3試験(1試験あたり上限3万5千円)※申 請1人1回まで
- ■申し込み 必要書類を下記へ
- ■問い合わせ 教育委員会管理課**☎**38-2085

マンションの管理状況の 届出制度の開始 翻編



7月1日から「芦屋市マンションの管理の適正 化の推進に関する条例」によりマンションの管 理状況を本市に届け出ていただく制度を開始 します。

- ■対象 芦屋市内の10戸以上の分譲マンション
- ■問い合わせ 建築住宅課☎38-2721

住宅耐震化工事等の 補助制度



【簡易耐震診断(無料)】

■対象 昭和56年5月31日以前に着工した 住宅(平成12~14年度の「わが家の耐震診 断推進事業」により診断を受けられた人は 対象外)

【住宅耐震化工事等の補助制度】

■対象 昭和56年5月31日以前に着工した住宅

対象項目	対象住宅	補助金の額
耐震改修計画策定	一戸建て住宅	補助対象経費×3分の2 (上限20万円)
	長屋・共同住宅 (下記のマン ションを除く)	補助対象経費×3分の2 (上限12万円/戸)
	マンション (3 階以上かつ 1 千㎡以上の もの)	次の (1) 及び (2) のいずれか低い方の金額 (1) 補助対象経費×3分の2 (2) 面積(平方メートル)あたりの単価に各々の面積を乗じて合算した額1,000以内:2,400円1,000超~2,000以内:1,000円2,000超:700円
耐震改修工事	一戸建て住宅	補助対象経費×5分の4 (上限110万円)
	長屋・共同住宅 (下記のマン ションを除く)	補助対象経費×5分の4 (上限60万円/戸)
	マンション (3 階以上かつ 1 千㎡以上の もの)	次の(1)から(3)のいずれか低い方の金額 (1)補助対象経費×2分の1 (2)面積(平方メートル)あたり 25,100円を乗じて得た金額 (3)面積(平方メートル)に応じた 絶対限度額 1,000~5,000以内:3,000万円 5,000超~10,000以内:6,000万円 10,000超~15,000以内:9,000万円 15,000超:13,500万円
建替工事	一戸建て住宅	補助対象経費×5分の4 (上限100万円)
防災ベッド 設置	一戸建て住宅	定額 10 万円
分譲共同住宅 耐震アドバイ ザー派遣	共同住宅	定額 3万円 (同一対象住宅につき5回まで)

※部分型耐震化工事として簡易耐震改修工事、シェルター型 丁事および屋根軽量化丁事の補助も実施しています

■申し込み&問い合わせ 建築住宅課☎38-2114

分讓共同住宅共用部分 バリアフリー化工事の助成 高温



分譲共同住宅共用部分をバリアフリー化するエ 事に対して費用の助成が受けられます。

- ■対象 分譲の共同住宅(1棟21戸以上)の管 理組合(平成5年10月1日以降に建築の共同 住宅〈51戸以上〉および平成14年10月1日以 降に建築の共同住宅〈21戸以上〉を除く)
 - ※助成決定前に着工(契約)したものは助成対 象となりません。
- ■対象事業 廊下・階段などの段差の解消・手すりの 設置・床のノンスリップ化・通路や開口部の拡幅等
- ■助成額 助成対象工事費に対する定額制・上 限30万円(助成対象額90万円以上の場合)
- ■申し込み 5月1日~11月30日に下記へ(先着順)
- ■問い合わせ 建築住宅課☎38-2721



申請受付は、5月31日(金)に終了します。ただし、 新生児分(令和5年12月2日以降に出生)に限り、 8月31日(土)まで受付します。

- ■対象 基準日(令和5年12月1日)時点で芦屋市 に住民登録があり、①令和5年度分の住民税均 等割のみ課税である世帯または②均等割のみ 課税者と住民税非課税者で構成される世帯。 ただし、住民税が課税されている人に税法上扶 養されている世帯は受給できません。
 - ※非課税世帯への給付金(一世帯あたり7万円) 対象世帯もこども加算給付金の対象となります。 ※DV等避難中の方は、ご相談ください。
- ■支給額 ①一世帯あたり10万円住民税均等割 のみ課税世帯給付金)②児童一人あたり5万円 (こども加算給付金)
- ■通知発送・申し込み 対象世帯へ、給付に関する 案内を送付しています。確認書・申請書が届い た人は、必要事項を記入し返送ください。
- ■問い合わせ 地域福祉課臨時給付金等担当 コールセンター☎38-2053〈平日・午前9時~ 午後5時〉(〒659-8501住所不要)

集

市民委員の募集

芦屋市霊園の使用者を決定する基準等について 調査審議するため、市民委員を募集します。

- **■任期** 7月1日~令和8年9月30日(1回2時 間程度・年1回)
- ■対象 市内在住・満18歳以上(5月1日現在)・1人
- ■報酬 11,200円(所得税込)/回
- ■申し込み 5月17日(金)(必着)までに「私が考 える芦屋市霊園の墓地使用者の申込および選 考方法」について作文(様式自由600字程度)、住 所・氏名・生年月日・電話番号を記入し郵送か メールで下記へ※選考委員会で決定後、本人に 通知。応募書類は返却しません
- ■問い合わせ 環境課☎38-3105/⊠kankyo@city. ashiya.lg.jp(〒659-0012朝日ケ丘町15-7)